

## 新設分割にかかる事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

2020年1月6日

GMO クラウド株式会社

GMO モビリティクラウド株式会社

2020年1月6日

## 新設分割に係る事後開示事項

東京都渋谷区桜丘町26番1号  
GMOクラウド株式会社  
代表取締役 青山 満

東京都渋谷区桜丘町26番1号  
GMO モビリティクラウド株式会社  
代表取締役 青山 満

GMOクラウド株式会社（以下、「当社」という。）は、2019年12月16日付で作成した新設分割計画書に基づき、2020年1月6日を効力発生日として、当社が営むカークラウド事業に関して有する権利義務を、新たに設立する GMO モビリティクラウド株式会社（以下、「新設分割設立会社」という。）に承継させる新設分割（以下、「本件新設分割」という。）を行いました。

本件新設分割に関する事項は、下記のとおりです。

## 記

### 1. 本件新設分割が効力を生じた日（会社法施行規則第209条第1号）

2020年1月6日

### 2. 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第209条第2号）

本件新設分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割に該当し、会社法第805条の2但書に定める場合に該当するため、差止請求に係る手続は、実施しておりません。

### 3. 会社法第806条及び第808条の規定並びに第810条の規定による手続の経過（会社法施行規則第209条第3号）

#### （1）反対株主の株式買取請求手続

本件新設分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割に該当し、同法第806条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は、実施しておりません。

#### （2）新株予約権買取請求手続

本件新設分割において、会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権は、ありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施しておりません。

(3) 債権者異議手続

本件新設分割において、当社は、本件新設分割により新設分割設立会社に承継される債務すべてについて重疊的債務引受をしておりますので、会社法第810条第2項及び第3項による債権者異議手続は実施しておりません。

4. 本件新設分割により新設分割設立会社が当社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第209条第4号）

新設分割設立会社は、2020年1月6日をもって、新設分割計画書に記載された、当社のカークラウド事業と当該事業に付随する資産、債務その他の権利義務を承継しました。

5. その他本件新設分割に関する重要な事項（会社法施行規則第209条第5号）

該当する事項はありません。

以上